

教職課程の運営に係る組織

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	教務委員会（全学組織）
目的：	全学の教務に関する基本的事項を審議する。
責任者：	委員長（構成委員の互選）
構成員（役職・人数）：	(1) 各学科から専任教員 2 人、大学院教員から 1 人 (2) 教務課長 (3) 教務課から 3 人 (4) 理事（教育・研究担当）
運営方法：	<p>○ 所管事項</p> <p>(1) 教育計画に関すること</p> <p>(2) 学生の入学（転入学及び編入学を含み、入試委員会の所管事項を除く。）に関すること</p> <p>(3) 単位認定に関すること</p> <p>(4) 教職課程編成の基本方針案の策定に関すること</p> <p>(5) その他教務に関すること</p> <p>○ 委員会の開催</p> <p>委員会は毎月開催を基本とし、必要に応じて臨時に開催する。</p>

②

組織名称：	学科会議、専攻会議												
目的：	学科および専攻の教務に関する具体的事項を審議する。												
責任者：	委員長（各学科長、専攻長）												
構成員（役職・人数）：	<table border="0"> <tr> <td>○ 看護学科会議</td> <td>○ 看護学専攻会議</td> </tr> <tr> <td>(1) 看護学科長</td> <td>(1) 看護学専攻長</td> </tr> <tr> <td>(2) 看護学科全専任教員</td> <td>(2) 看護学専攻全専任教員</td> </tr> <tr> <td>○ 健康保育学科会議</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 健康保育学科長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 健康保育学科全専任教員</td> <td></td> </tr> </table>	○ 看護学科会議	○ 看護学専攻会議	(1) 看護学科長	(1) 看護学専攻長	(2) 看護学科全専任教員	(2) 看護学専攻全専任教員	○ 健康保育学科会議		(1) 健康保育学科長		(2) 健康保育学科全専任教員	
○ 看護学科会議	○ 看護学専攻会議												
(1) 看護学科長	(1) 看護学専攻長												
(2) 看護学科全専任教員	(2) 看護学専攻全専任教員												
○ 健康保育学科会議													
(1) 健康保育学科長													
(2) 健康保育学科全専任教員													
運営方法：	<p>○ 所管事項</p> <p>(1) 学科・専攻の教育計画に関すること</p> <p>(2) 学科・専攻の学生の入学に関すること</p> <p>(3) 学科・専攻の単位認定に関すること</p> <p>(4) 学科・専攻の教職課程案の策定及び教職課程の実施に関すること</p> <p>(5) その他学科・専攻の教務に関すること</p> <p>○ 委員会の開催</p> <p>委員会は毎月開催を基本とし、必要に応じて臨時に開催する。</p>												

③

組織名称：	新見公立大学教職課程運営委員会（全学組織）
目的：	全学の教職課程の運営に関する諸事項を審議し、実施する。
責任者：	委員長（教育支援センター長）
構成員（役職・人数）：	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康科学部長 (2) 看護学科長 (3) 健康保育学科長 (4) 教育支援センター長 (5) 各教育課程科目担当者（養護教諭、幼稚園教諭、特別支援学校各1人） (6) 看護学科の養護実習担当教員 1人（2024年度は2人） (7) 健康保育学科の幼稚園教育実習担当教員 1人 (8) 健康保育学科の特別支援学校教育実習担当教員 1人 (9) 健康保育学科の保育実習担当教員（保育実習、保育施設実習、実地体験実習）各1人ずつ (10) 教務課長及び教務課教育実習担当者
運営方法：	<p>○ 所管事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教員養成の基本方針に関する事項 (2) 全学の教職課程の編成および運営に関する事項 (3) 教職を志望する学生の支援に関する事項 (4) 教職課程の質の維持・向上に関する事項 (5) 教職課程の自己点検・評価及び改善に関する事項 (6) 教職課程に関わる情報の公表に関する事項 (7) その他、教職課程全体に関して必要な事項について審議し、業務を遂行する。 <p>○ 委員会は毎月開催を基本とし、必要に応じて臨時に開催する。 また、教職課程運営委員会のもとに、実習区分ごとに部会を置き、教育支援センター会議として毎月開催する。 部会は、養護実習部会、幼稚園教育実習部会、特別支援学校教育実習部会及び保育実習部会で構成する。</p>

④

組織名称：	新見公立大学教育保育実習連絡協議会（全学組織）
目的：	教育実習等を円滑に実施するために必要な事項を審議する。
責任者：	議長（学長）
構成員（役職・人数）：	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大学 <ul style="list-style-type: none"> ア 学長 イ 学生部長 ウ 健康科学部長 エ 看護学科長 オ 健康保育学科長 カ 教育支援センター長 キ 看護学科の養護実習担当教員 2人 ク 健康保育学科の幼稚園教育実習当教員 1人 ケ 健康保育学科の特別支援学校教育実習担当教員 2人 コ 健康保育学科の保育実習担当教員 3人 サ 教育支援センターの教育保育実習指導担当教員 4人 シ 事務局長 ス 教務課長 (2) 実習先 <ul style="list-style-type: none"> 実習生の受入先の校長及び園長のうちから若干名 (3) 関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ア 岡山県教育委員会教育長 イ 新見市教育委員会教育長

- ウ 岡山県関係部局の長
- エ 新見市関係部局の長
- オ 真庭市関係部局の長
- (4) その他連絡協議会の議長が必要と認めた者

運営方法：

○ 所管事項

- (1) 教育実習及び保育実習の在り方に関すること
- (2) 教育実習及び保育実習における連携協力に関すること
- (3) その他教育実習及び保育実習に関すること

○ 協議会の開催

協議会は、年1回開催し、必要に応じて臨時に開催する。
また、協議会のもとに、校種別小委員会を置く。

校種別小委員会は、養護実習小委員会、幼稚園教育実習小委員会、特別支援学校教育実習小委員会及び保育実習小委員会で構成し、それぞれの小委員会は教育実習の前後に年2回開催する。

⑤

組織名称： 教育支援センター（全学組織）

目的： 学内と学外の関係諸機関との連携を図り、教育に関する理論的及び実践的な教育研究を行い、教員及び保育士養成に資するとともに、学校、家庭及び地域社会と協力し、子どもたちの成長に係る問題の解決に寄与することを目的とする。

責任者： センター長

構成員（役職・人数）： (1) センター長
(2) 副センター長
(3) 特任教員 4人

運営方法：

○ 所管事項

- (1) 教育に関する理論的及び実践的な教育研究
- (2) 教育実習及び保育実習に関する指導及び支援
- (3) 教育実践に関する指導及び支援
- (4) 学修成果に関する情報の集約・管理（各学生の教職課程ポートフォリオの保管・管理）
- (5) 学校教育・家庭教育・子育て等に関わる相談及び支援
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(2) 個々の組織の関係図

